

健康福祉局主要施策の概要

令和 2 年度

広島県健康福祉局

目 次

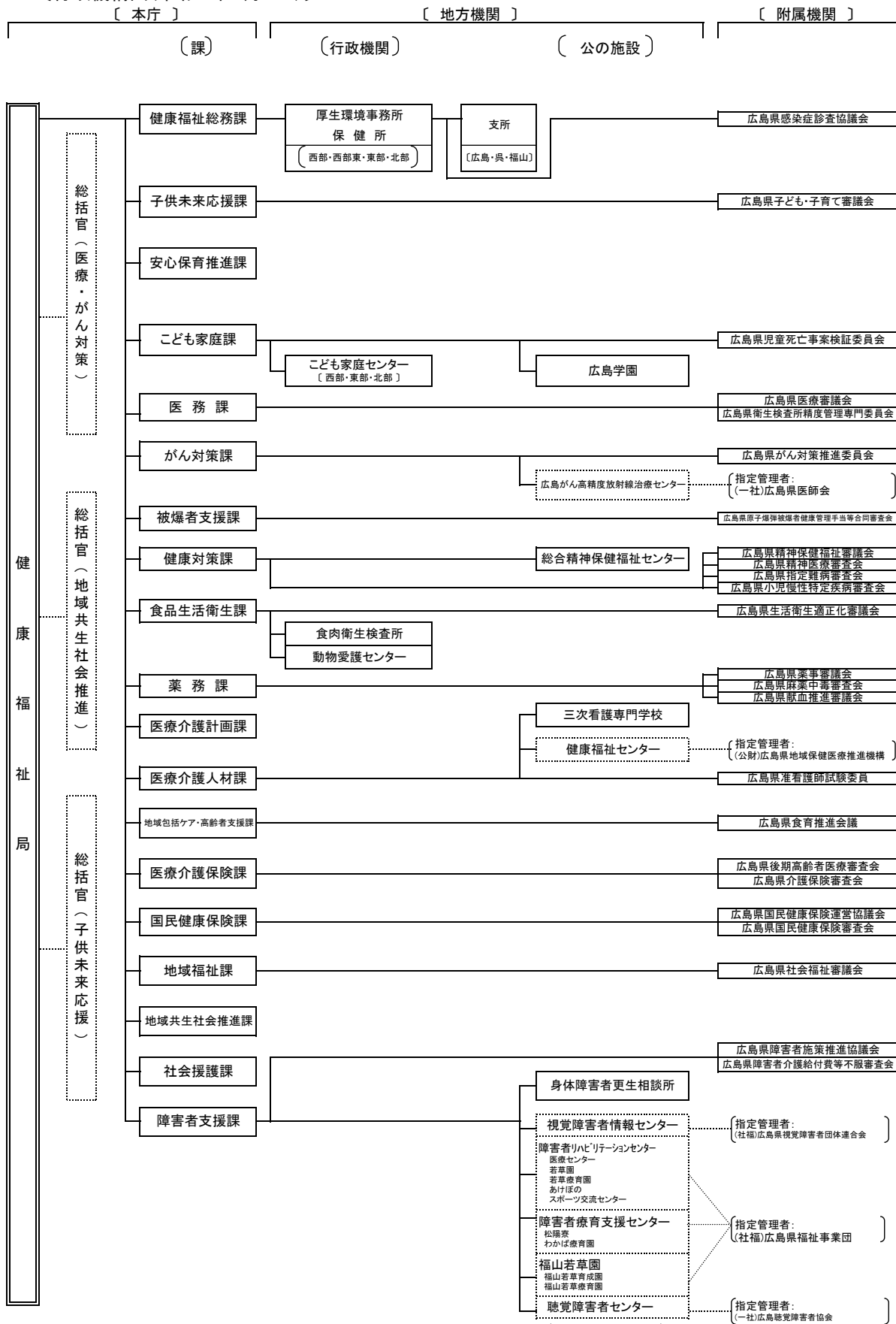
I	組 織	
1	健康福祉局の行政組織及び職員数	1
2	行政組織別分掌事務	8
3	地方機関所在地	19
II	予 算	
1	令和2年度当初予算総括表	20
2	令和2年度当初予算主要施策一覧	21
	「創造的復興による新たな広島県づくり」	22
	「欲張りなライフスタイルの実現」	24
III	事業体系	36

I 組

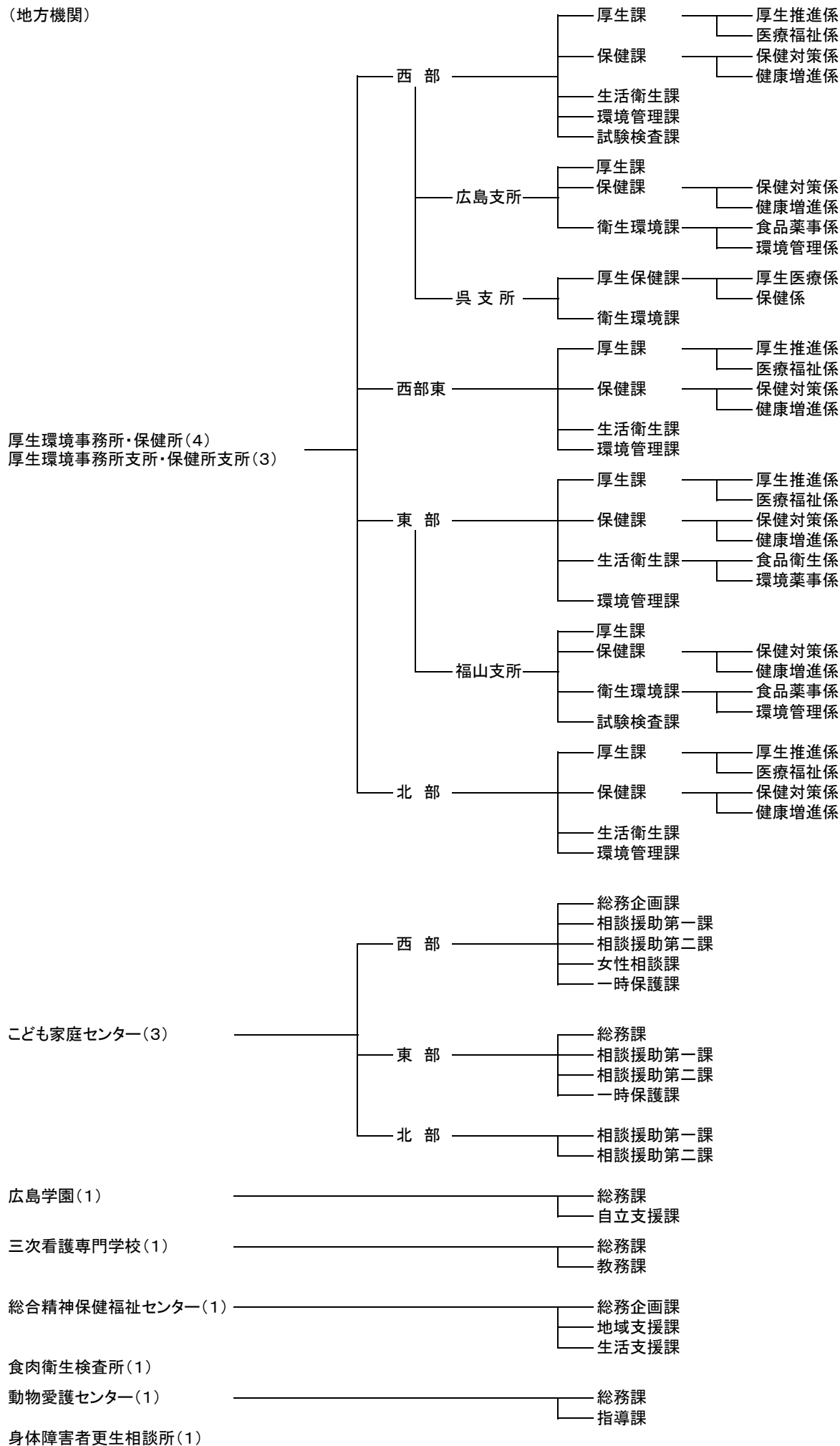
織

○ 健康福祉局の行政組織

〔行政機構図(令和2年4月1日)〕



(地方機関)



(2) 令和2年度健康福祉局組織別職員数

(令和2年4月1日現在)

課 (所) 名		職員数(人)	
本 庁	健康福祉総務課	26	
	子供未来応援課	14	
	安心保育推進課	8	
	こども家庭課	11	
	医務課	11	
	がんだん対策課	10	
	被爆者支援課	17	
	健康対策課	23	
	食品生活衛生課	22	
	薬務課	15	
	医療介護計画課	13	
	医療介護人材課	15	
	地域包括ケア・高齢者支援課	17	
	医療介護保険課	9	
	国民健康保険課	10	
	地域福祉課	15	
	地域共生社会推進課	5	
	社会援護課	12	
	障害者支援課	30	
本庁小計		283	
地 方 機 関	厚生環境事務所・保健所	西部厚生環境事務所・西部保健所	51
		広島支所	37
		呉支所	19
		西部東厚生事務所・西部東保健所	40
		東部厚生環境事務所・東部保健所	54
		福山支所	35
		北部厚生環境事務所・北部保健所	35
		小計	271
	西部こども家庭センター	54	
	東部こども家庭センター	42	
	北部こども家庭センター	10	
	広島学園	23	
	三次看護専門学校	27	
	総合精神保健福祉センター	18	
食肉衛生検査所	4		
動物愛護センター	10		
身体障害者更生相談所	7		
小計	195		
地方機関小計		466	
合計		749	

(注) 休職中及び育児休業中の者を除く。

(3) 附属機関

機 関 名	審 議 事 項	根 拠 法 規	委 員 構 成	委 員 数	任 期
広島県子ども・子育て審議会	子ども・子育て支援法の規定に基づき、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の策定又は変更について意見を述べ、並びに子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議する。 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の規定に基づき、幼保連携型認定こども園に関し、その権限に属させられた事項について調査審議する。	子ども・子育て支援法 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 広島県子ども・子育て審議会条例	子どもの保護者 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者 優れた識見を有する者	25 人以内	2 年
広島県児童死亡事案検証委員会	知事の諮問に応じ、虐待による児童の死亡事案を検証するために必要な事項について調査審議する。	広島県附属機関設置条例	児童死亡事案の検証に必要な識見を有する者	9 人以内	当該諮問に係る調査審議が終了するまでの期間
広島県医療審議会	医療法の規定により、その権限に属された事項を調査審議するほか、広島県における医療を提供する体制の確保に関する重要事項を調査審議する。	医療法	県職員 関係官公庁職員、医師等医療担当者、医療を受ける立場にある者、学識経験者	30 人以内	2 年
広島県衛生検査所精度管理専門委員会	臨床検査技師等に関する法律（昭和三十二年法律第七十六号）第二十条の三第一項の登録を受けた衛生検査所における検査業務の管理及び精度の確保に関する事項について調査審議する。	広島県附属機関設置条例	衛生検査所の精度管理に関し識見を有する者	5 人以内	2 年
広島県がん対策推進委員会	広島県がん対策推進条例（平成二十七年広島県条例第二号）の規定に基づき、がん対策推進計画の策定又は変更に関する事項並びにがん対策の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項について調査審議する。	広島県がん対策推進条例	がん患者等、患者団体その他の関係団体を代表する者 保健医療福祉関係者 学識経験のある者 関係行政機関の職員	15 人以内	2 年
広島県原子爆弾被爆者健康管理手当等合同審査会	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）に基づく医療特別手当及び健康管理手当の支給の認定について審査する。	広島県附属機関設置条例	医師 学識経験を有する者	10 人以内	2 年

機関名	審議事項	根拠法規	委員構成	委員数	任期
広島県精神保健福祉審議会	精神保健及び精神障害者の福祉に関する事項を調査審議する。	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 広島県精神保健福祉審議会条例	精神保健福祉に関し学識経験を有する者 精神障害者の医療に関する事業に従事する者 精神障害者の社会復帰の促進を図るための事業等に従事する者	10人以内	3年
広島県精神医療審査会	措置入院者及び医療保護入院者の定期報告に係る入院の可否審査を行う。 医療保護入院届出に係る入院の可否審査を行う。 入院中の者の退院等の請求に係る審査を行う。	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	精神障害者の医療に関し学識経験を有する者 法律に関し学識経験を有する者 その他の学識経験を有する者	25人以内	2年
広島県指定難病審査会	難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）の規定に基づき、特定医療費の支給認定をしないことに関し審査する。	難病の患者に対する医療等に関する法律	医師 指定難病に関し識見を有する者	20人以内	2年
広島県小児慢性特定疾病審査会	児童福祉法の規定に基づき、小児慢性特定疾病医療費の支給認定をしないことに関し審査する。	児童福祉法	医師 小児慢性特定疾病に関し識見を有する者	4人以内	2年
広島県生活衛生適正化審議会	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律の施行に関する重要事項を調査審議する。	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律 広島県生活衛生適正化審議会条例	学識経験者 生活衛生関係営業者の意見を代表する者 利用者又は消費者の意見を代表する者	20人以内 (営業者及び消費者は、同数)	2年
広島県薬事審議会	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律及び広島県薬事審議会条例の規定に基づき、薬事に関する事項について調査審議する。	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 広島県薬事審議会条例	県及び関係行政機関の職員 学識経験者 薬事に関する業務に従事する者 消費者の意見代表者	20人以内 (薬事に関する業務に従事する者並びに消費者の代表者から任命する委員は、同数)	県及び関係行政機関の職員なし その他2年
広島県麻薬中毒審査会	麻薬中毒者の入院の継続に係る審査を行う。(入院期間延長への準用を含む。)	麻薬及び向精神薬取締法 広島県麻薬中毒審査会条例	法律又は麻薬中毒者の医療に関し学識経験を有する者	5人	知事が措置入院者につき入院を継続する必要があると認める時から、措置入院者が退院した時まで
広島県献血推進審議会	安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和三十一年法律第六十号）第十条第四項の規定による広島県献血推進計画の策定及び献血推進に関する重要事項について調査審議する。	広島県附属機関設置条例	関係団体の職員 関係行政機関の職員 献血推進に関し識見を有する者	30人以内	2年

機 関 名	審 議 事 項	根 拠 法 規	委 員 構 成	委 員 数	任 期
広島県准看護師試験委員	准看護師の試験の実施に関する事務のほか、准看護師免許の取り消し又は業務停止の処分について調査審議する。	保健師助産師看護師法 広島県准看護師試験委員条例	県職員 医師 看護師 学識経験者	10人以内	県職員なし その他2年
広島県食育推進会議	広島県食育推進計画の策定及びその推進に関する事項を審議する。	食育基本法 広島県食育基本条例	食育に関して知識と経験を有する者	20人以内	2年
広島県国民健康保険審査会	保険給付に関する処分又は保険料その他国民健康保険法の規定による徴収金に関する処分に対する審査請求について審査を行う。	国民健康保険法	被保険者を代表する者 保険者を代表する者 公益を代表する者	9人	3年
広島県後期高齢者医療審査会	後期高齢者医療給付に関する処分又は保険料その他高齢者の医療の確保に関する法律の規定による徴収金に関する処分に対する審査請求について審査を行う。	高齢者の医療の確保に関する法律	被保険者を代表する者 後期高齢者医療広域連合を代表する者 公益を代表する者	9人	3年
広島県介護保険審査会	保険給付に関する処分又は保険料その他介護保険法の規定による徴収金に関する処分に対する審査請求を審査する。	介護保険法	市町を代表する者 被保険者を代表する者 公益を代表する者	市町代表3人 被保険者代表3人 公益代表39人以内	3年
広島県国民健康保険運営協議会	国民健康保険事業の運営に関する事項を審議する。	国民健康保険法 広島県国民健康保険運営協議会条例	被保険者を代表する者 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 公益を代表する者 被用者保険等保険者を代表する者	被保険者代表4人 保険医又は保険薬剤師代表4人 公益代表4人 被用者保険等保険者代表2人	3年
広島県社会福祉審議会	社会福祉に関する事項（児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を除く。）を調査審議する。	社会福祉法 広島県社会福祉審議会条例	住民代表（県議会の議員等） 社会福祉事業に従事する者 学識経験者	35人以内	3年
広島県障害者施策推進協議会	障害者施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議し、及びその施策の実施状況を監視するほか、関係行政機関相互の連絡調整を要する事項について調査審議する。	障害者基本法 広島県障害者施策推進協議会条例	関係行政機関の職員 学識経験者 障害者 障害者福祉従事者	21人以内	行政機関の職員なし その他2年

機関名	審議事項	根拠法規	委員構成	委員数	任期
広島県障害者介護給付費等不服審査会	障害者総合支援法及び児童福祉法の規定に基づき、介護給付費等に係る処分に対する不服を調査審議する。	障害者総合支援法 児童福祉法 広島県障害者介護給付費等不服審査会条例	障害者等の保健又は福祉に関する学識経験者	15人以内	3年
広島県感染症診査協議会	感染症患者等に対する就業制限の通知、入院の勧告、入院の期間の延長及び結核患者が結核指定医療機関の医療を受けるために必要な費用の公費負担に関する必要な事項を審議する。	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 広島県感染症診査協議会条例	感染症指定医療機関の医師 学識経験者（医療・法律・医療及び法律以外） ※行政関係者は委員に任命できない。	10人以内	2年

2 行政組織別分掌事務

健康福祉総務課

- (1) 健康福祉局の庶務及び経理に関すること。
- (2) 健康福祉局内の連絡調整に関すること。
- (3) 保健福祉関係職員に対する研修の総合調整に関すること。
(健康福祉局中他課の所掌に属するものを除く。)
- (4) 社会福祉統計，保健統計及び人口動態統計に関すること。
- (5) 厚生環境事務所に関すること。(他局及び健康福祉局中他課の所掌に属するものを除く。)
- (6) 保健所に関すること。(他局及び健康福祉局中他課の所掌に属するものを除く。)
- (7) 災害救助法(昭和二十二年法律第百十八号)に基づく避難所の運営及び備蓄物資に関すること。
- (8) 健康福祉局中他課の所掌に属しないこと。

子供未来応援課

- (1) ひろしま子供の未来応援プランの推進に関すること。
- (2) 少子化対策に関すること。(他局及び健康福祉局中他課の所掌に属するものを除く。)
- (3) 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)に基づく療育及び子育て支援(放課後児童健全育成事業を除く。)に関すること。
- (4) 母子保健に関すること。
- (5) 母体保護に関すること。
- (6) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号。以下「障害者総合支援法」という。)に基づく自立支援医療(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成十八年政令第十号。以下「障害者総合支援法施行令」という。)第一条の二第一号に規定する医療に係るものに限る。)に関すること。
- (7) 子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)に関すること。(他局及び健康福祉局中他課の所掌に属するものを除く。)
- (8) 次世代育成支援対策推進法(平成十五年法律第百二十号)に関すること。(他局及び健康福祉局中他課の所掌に属するものを除く。)
- (9) 子どもの貧困対策の推進に関する法律(平成二十五年法律第六十四号)に関すること。(他局及び健康福祉局中他課の所掌に属するものを除く。)
- (10) 島県子ども・子育て審議会に関すること。
- (11) 公益財団法人ひろしまこども夢財団に関すること。

安心保育推進課

- (1) 児童福祉法に基づく保育及び放課後児童健全育成事業に関すること。
- (2) 子ども・子育て支援法に基づく保育事業に関すること。
- (3) 就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)に関すること。(他局の所掌に属するものを除く。)

こども家庭課

- (1) 児童福祉法に関すること。(健康福祉局中他課の所掌に属するものを除く。)
- (2) 児童虐待の防止等に関する法律(平成十二年法律第八十二号)に関すること。
- (3) 児童福祉の理念に関する普及啓発に関すること。
- (4) 児童の健全育成に関すること。
- (5) 児童に関する調査統計に関すること。
- (6) 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第二百二十九号)に関すること。
- (7) 母子家庭の福祉の向上に関すること。
- (8) 寡婦の福祉の向上に関すること。
- (9) 父子家庭の福祉の向上に関すること。
- (10) 売春防止法(昭和三十一年法律第百十八号)に関すること。
- (11) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成十三年法律第三十一号)に関すること。
- (12) 児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)に関すること。
- (13) 児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)に関すること。
- (14) 子ども手当に関すること。
- (15) 民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律(平成二十八年法律第百十号)に関すること。
- (16) こども家庭センターに関すること。
- (17) 広島県立広島学園に関すること。
- (18) 広島県児童死亡事案検証委員会に関すること。
- (19) 他局及び健康福祉局中他課の所掌に属しない児童に関すること。

医務課

- (1) 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)に関すること。
- (2) 医師及び歯科医師に関すること。
- (3) 歯科技工士法(昭和三十年法律第百六十八号)に関すること。
- (4) 診療放射線技師及び診療エックス線技師に関すること。
- (5) 臨床検査技師等に関する法律(昭和三十二年法律第七十六号)に関すること。
- (6) 理学療法士, 作業療法士及び言語聴覚士に関すること。
- (7) 視能訓練士に関すること。
- (8) あん摩マッサージ指圧師, はり師, きゅう師, 柔道整復師等に関すること。
- (9) 死因究明の施策に関すること。
- (10) 医療金融に関すること。
- (11) 救急医療体制の確保に関すること。
- (12) 災害医療に関すること。
- (13) 地域保健対策協議会に関すること。
- (14) 広島県医療審議会に関すること。
- (15) 広島県衛生審査検査所制度管理専門委員会に関すること。

がん対策課

- (1) がん対策に関すること。
- (2) 広島県立広島がん高精度放射線治療センターに関すること。
- (3) 広島県がん対策推進委員会に関すること。

被爆者支援課

- (1) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）に関すること。
- (2) 原爆被爆者援護団体の指導及び原爆被爆者対策の調整に関すること。
- (3) 毒ガス障害者の援護に関すること。
- (4) 在外被爆者の援護に関すること。
- (5) 放射線被爆者医療国際協力推進協議会に関すること。
- (6) 広島県原子爆弾被爆者健康管理手当等合同審査会に関すること。
- (7) その他原子爆弾被爆者等の援護に関すること。

健康対策課

- (1) 難病に関すること。
- (2) 特定疾患に関すること。
- (3) 小児慢性特定疾病に関すること。
- (4) 感染症予防に関すること。
- (5) 予防接種に関すること。
- (6) 検疫に関すること。
- (7) 自殺対策基本法（平成十八年法律第八十五号）に関すること。（他局及び健康福祉局中他課の所掌に属するものを除く。）
- (8) 精神保健及び精神障害者福祉に関すること。
- (9) 歯科保健に関すること。
- (10) 栄養士及び調理師に関すること。
- (11) 栄養改善に関すること。
- (12) 食品表示法（平成二十五年法律第七十号）に基づく栄養成分の量及び熱量その他の健康の増進を図るために必要な食品の表示に関すること。
- (13) 石綿健康被害の救済に関すること。
- (14) 広島県感染症・疾病管理センターに関すること。
- (15) 広島県立総合精神保健福祉センターに関すること。
- (16) 広島県感染症診査協議会の総括に関すること。
- (17) 広島県精神保健福祉審議会に関すること。
- (18) 広島県精神医療審査会に関すること。
- (19) 広島県指定難病審査会に関すること。
- (20) 広島県小児慢性特定疾病審査会に関すること。
- (21) その他予防衛生に関すること。

食品生活衛生課

- (1) 理容師及び理容所に関する事。
- (2) 美容師及び美容所に関する事。
- (3) 興行場、旅館業及び公衆浴場に関する事。
- (4) 住宅宿泊事業法（平成二十九年法律第六十五号）に係る届出、指導監督及び報告に関する事。
- (5) 公衆浴場入浴料金の統制額の指定に関する事。
- (6) クリーニング業に関する事。
- (7) 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する事。
- (8) 墓地、埋葬、火葬等に関する事。
- (9) 建築物における衛生的環境の確保に関する事。
- (10) 生活衛生調査に関する事。
- (11) 水道に関する事。（企業局の所掌に属するものを除く。）
- (12) 食品衛生に関する事。
- (13) 食品表示法に基づくアレルギー、消費期限その他の健康の保護を図るために必要な食品の表示に関する事。
- (14) 製菓衛生師に関する事。
- (15) と畜場及びと畜に関する事。
- (16) 食鳥処理場及び食鳥処理に関する事。
- (17) 狂犬病予防並びに動物の愛護及び管理に関する事。
- (18) 広島県食肉衛生検査所に関する事。
- (19) 広島県動物愛護センターに関する事。
- (20) 広島県生活衛生適正化審議会に関する事。

薬務課

- (1) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百五号）に関する事。（農林水産局畜産課の所掌に属するものを除く。）
- (2) 薬剤師法（昭和三十五年法律第四百六号）に関する事。
- (3) 麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）に関する事。
- (4) あへん法（昭和二十九年法律第七十一号）に関する事。
- (5) 大麻取締法（昭和二十三年法律第二百二十四号）に関する事。
- (6) 温泉法（昭和二十三年法律第二百二十五号）に関する事。
- (7) 安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和三十一年法律第六十号）に関する事。
- (8) 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律（昭和四十八年法律第一百十二号）に関する事。
- (9) 毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）に関する事。
- (10) 覚醒剤取締法（昭和二十六年法律第二百五十二号）に関する事。
- (11) 医薬品の適正使用に関する事。
- (12) 献血の推進に関する事。
- (13) 生物学的製剤の管理及び医薬品その他の衛生用物資の需給調整に関する事。
- (14) 医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器、再生医療等製品等の情報処理及び生産指導に関する事。
- (15) 薬用植物に関する事。

- (16) 薬事工業生産動態等統計調査に関する事。
- (17) 肝炎対策に関する事。
- (18) 広島県薬事審議会に関する事。
- (19) 広島県麻薬中毒審査会に関する事。
- (20) 広島県献血推進審議会に関する事。
- (21) 他局及び健康福祉局中他課の所掌に属しない薬事に関する事。

医療介護計画課

- (1) 保健医療計画の推進に関する事。
- (2) 医療介護総合確保推進法に基づく広島県計画の推進に関する事。
- (3) 高齢者プランの推進に関する事。
- (4) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）に基づく病床転換助成事業に関する事。
- (5) 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）に基づく介護支援専門員に関する事。

医療介護人材課

- (1) 医師確保対策に関する事。
- (2) 保健師，助産師，看護師等に関する事。
（地域包括ケア・高齢者支援課の所掌に属するものを除く。）
- (3) 介護保険法に基づく介護員養成研修及び福祉用具専門相談員指定講習に関する事。
- (4) 介護福祉人材の就業支援に関する事。
- (5) 小児医療に関する事。
- (6) 周産期医療に関する事。
- (7) へき地医療に関する事。
- (8) 角膜，臓器及び骨髄移植に関する事。
- (9) 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）に関する事。
- (10) 広島県立三次看護専門学校に関する事。
- (11) 広島県健康福祉センターに関する事。
- (12) 広島県准看護師試験委員に関する事。
- (13) 公益財団法人広島県地域保健医療推進機構に関する事。

地域包括ケア・高齢者支援課

- (1) 地域包括ケア体制の構築に関する事。
- (2) 在宅医療に関する事。
- (3) 保健師に対する研修の総合調整に関する事。
- (4) 保健師業務の総合調整に関する事。
- (5) 認知症施策に関する事。（健康福祉局中他課の所掌に属するものを除く。）
- (6) 健康増進に関する事。
- (7) 高齢者の医療の確保に関する法律に基づく特定健康診査及び特定保健指導に関する事。（国民保

険課の所掌に属するものを除く。)

- (8) 食育に関する事。 (健康対策課及び農林水産局販売・連携推進課の所掌に属するものを除く。)
- (9) 老人福祉法 (昭和三十八年法律第百三十三号) に関する事。 (医療介護計画課及び地域福祉課の所掌に属するものを除く。)
- (10) 民生委員法 (昭和三十二年法律第百九十八号) に関する事。
- (11) 広島県食育推進会議に関する事。

医療介護保険課

- (1) 国民健康保険法 (昭和三十二年法律第百九十二号) に基づく保健医療機関等の指導監査に関する事。
- (2) 高齢者の医療の確保に関する法律に関する事。 (健康福祉局中他課の所掌に属するものを除く。)
- (3) 介護保険法に関する事。 (健康福祉局中他課の所掌に属するものを除く。)
- (4) 広島県後期高齢者医療審査会に関する事。
- (5) 広島県介護保険審査会に関する事。

国民健康保険課

- (1) 国民健康保険法に関する事。 (医療介護保険課の所掌に属するものを除く。)
- (2) 高齢者の医療の確保に関する法律に基づく特定健康診査及び特定保健指導に関する事。
- (3) 広島県国民健康保険運営協議会に関する事。
- (4) 広島県国民健康保険審査会に関する事。

地域福祉課

- (1) 社会福祉法 (昭和三十六年法律第四十五号) に関する事。
- (2) 生活福祉資金に関する事。
- (3) 地域福祉活動の推進に関する事。
- (4) 老人福祉法に基づく老人居宅生活支援事業, 老人福祉施設及び有料老人ホームに関する事。
- (5) 高齢者虐待の防止, 高齢者の養護者に対する支援等に関する法律 (平成十七年法律第百二十四号) に関する事。
- (6) 介護保険法に基づく事業者及び施設に関する事。
- (7) 社会福祉法人及び社会福祉施設の指導監査に関する事。
- (8) 災害救助法に関する事。 (健康福祉総務課の所掌に属するものを除く。)
- (9) 災害弔慰金の支給等に関する法律 (昭和三十八年法律第八十二号) に関する事。
- (10) 被災者生活再建支援法 (平成十年法律第六十六号) に関する事。
- (11) 広島県社会福祉審議会に関する事。

地域共生社会推進課

- (1) 地域共生社会の基盤づくりに関する事。
- (2) 地域共生社会の推進に関する企画, 普及及び総合調整に関する事。

社会援護課

- (1) 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）に関する事。
- (2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）に関する事。
- (3) 生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第百五号）に関する事。（他局及び健康福祉局中他課の所掌に属するものを除く。）
- (4) 行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治三十二年法律第九十三号）に関する事。
- (5) ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法（平成十四年法律第百五号）に関する事。（他局及び健康福祉局中他課の所掌に属するものを除く。）
- (6) 未帰還者留守家族等援護法（昭和二十八年法律第百六十一号）に関する事。
- (7) 引揚者給付金等支給法（昭和三十二年法律第百九号）に関する事。
- (8) 引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律（昭和四十二年法律第百十四号）に関する事。
- (9) 未帰還者に関する特別措置法（昭和三十四年法律第七号）に関する事。
- (10) 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和三十八年法律第六十一号）に関する事。
- (11) 戦没者の父母等に対する特別給付金支給法（昭和四十二年法律第五十七号）に関する事。
- (12) 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和四十一年法律第百九号）に関する事。
- (13) 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法（昭和四十年法律第百号）に関する事。
- (14) 戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第百六十八号）に関する事。
- (15) 戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第百二十七号）に関する事。
- (16) 旧軍人、軍属等の身上の取扱い及び未帰還邦人の調査に関する事。
- (17) 旧軍人及び軍属の恩給に関する事。
- (18) 旧軍人、軍属等の叙位及び叙勲に関する事。

障害者支援課

- (1) 障害者総合支援法に関する事。（子育て・少子化対策課の所掌に属するものを除く。）
- (2) 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）に関する事。
- (3) 知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）に関する事。
- (4) 発達障害者支援法（平成十六年法律第百六十七号）に関する事。
- (5) 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成二十三年法律第七十九号）に関する事。
- (6) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十五号）に関する事。
- (7) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第百三十四号）に関する事。
- (8) 児童福祉法に基づく障害児の福祉に関する事。
- (9) 福祉のまちづくりに関する普及啓発に関する事。
- (10) 心身障害者の扶養共済に関する事。
- (11) 広島県立身体障害者更生相談所に関する事。
- (12) 広島県立視覚障害者情報センターに関する事。
- (13) 広島県立障害者リハビリテーションセンターに関する事。

- (14) 広島県立障害者療育支援センターに関すること。
- (15) 広島県立福山若草園に関すること。
- (16) 広島県聴覚障害者センターに関すること。
- (17) 広島県障害者施策推進協議会に関すること。
- (18) 広島県障害者介護給付費等不服審査会に関すること。
- (19) 社会福祉法人広島県福祉事業団に関すること。
- (20) 健康福祉局中他課の所掌に属しない身体障害者、知的障害者及び精神障害者の福祉に関すること。

厚生環境事務所

- (1) 地域支援方策の総合的企画調整に関すること。(総務局総務課の所掌に属するものを除く。)
- (2) 保健・医療・福祉の総合相談に関すること。
- (3) 保健・医療・福祉に係る計画に関すること。
- (4) 社会福祉法及び民生委員法に関すること。
- (5) 災害救助法，災害弔慰金の支給等に関する法律に関すること。
- (6) 介護保険法に関すること。
- (7) 老人福祉法に関すること。
- (8) 保健福祉関係情報サービスに関すること。
- (9) 老人福祉施設に関すること。
- (10) 地域保健に関する思想の普及に係る福祉関係団体等との調整に関すること。
- (11) 児童福祉法，身体障害者福祉法，知的障害者福祉法及び障害者総合支援法に関すること。
- (12) 母子及び父子並びに寡婦福祉法に関すること。
- (13) 生活保護法に関すること。
- (14) 行旅病人及行旅死亡人取扱法に関すること。
- (15) 売春防止法に関すること。
- (16) 児童扶養手当法に関すること。
- (17) 児童の健全育成に関すること。
- (18) 母子家庭の福祉の向上に関すること。
- (19) 寡婦の福祉の向上に関すること。
- (20) 父子家庭の福祉の向上に関すること。

保健所

- (1) 医療及び医薬品に関すること。
- (2) 歯科技工士，あん摩マッサージ指圧師，はり師，きゅう師，柔道整復師および臨床検査技師等に関すること。
- (3) 角膜，臓器及び骨髄移植に関すること。
- (4) 救急医療に関すること。
- (5) 地域保健に関する思想の普及及び向上に関すること。
- (6) 人口動態統計その他地域保健に係る統計に関すること。
- (7) 歯科保健に関すること。

- (8) 感染症の予防に関すること。
- (9) 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病により長期に療養を必要とする者の保健に関すること。
- (10) 精神保健及び精神障害者福祉に関すること。
- (11) 地域包括ケア体制の構築に関すること。
- (12) 母子及び乳幼児並びに老人の保健に関すること。
- (13) 栄養の改善及び食品衛生に関すること。
- (14) 水道及び生活環境の向上に関すること。
- (15) エイズ、結核、性病、伝染病その他の疾病の予防に関すること。
- (16) 小児特定疾患に関すること。
- (17) 衛生上の試験及び検査に関すること。
- (18) その他地域住民の健康の保持及び増進に関すること。

こども家庭センター

- (1) 児童福祉法による市町に対する技術的な援助及び助言に関すること。
- (2) 児童に関する相談に関すること。
- (3) 児童及びその家庭に関する調査及び判定に関すること。
- (4) 児童及びその保護者の指導に関すること。
- (5) 児童福祉法による児童等に対する措置に関すること。
- (6) 児童の一時保護に関すること。(広島県北部こども家庭センターを除く。)
- (7) 児童福祉法による障害児施設給付費、特定入所障害児食費等給付費及び障害児施設医療費の支給決定並びに障害児施設等の利用に係る情報の提供、相談及び助言、あっせん、調整並びに要請に関すること。
- (8) 市町の知的障害者の更生援護の実施に関し、市町相互間の連絡及び調整、市町に対する情報の提供その他必要な援助に関すること。
- (9) 知的障害者に対する専門的な知識及び技術を要する相談及び指導に関すること。
- (10) 18歳以上の知的障害者の医学的、心理学的及び職能的判定に関すること。
- (11) 障害者総合支援法による市町に対する技術的事項についての協力その他必要な援助に関すること。
- (12) 売春防止法に基づく要保護女子等問題を抱えた女性に関する相談、医学的、心理学的及び職能的判定、自立支援等に関すること。
- (13) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に基づく配偶者暴力相談支援センターとして、配偶者又は生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力被害者支援に関する相談、医学的又は心理学的な指導、関係機関との調整、自立支援等に関すること。
- (14) 売春防止法及び配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に基づく一時保護に関すること。(広島県西部こども家庭センターに限る。)
- (15) 広島県西部こども家庭センターは、前各号に規定する事務のほか、次に掲げる事務を分掌する。
 - ①他のこども家庭センターの援助及び連絡に関すること。
 - ②児童福祉法施行規則(昭和二十三年厚生省令第十一号)第四条に規定する中央児童相談所としての

業務に関すること。

③児童相談業務に関する県及び広島市の連携推進に関すること。

広島学園

不良行為をし、又はするおそれのある児童その他家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入園させるなど、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援する。

三次看護専門学校

保健師助産師看護師法に基づく看護師養成所として、看護師になろうとする者に対し、必要な知識及び技術を教授し、社会に貢献できる人材を育成する。

総合精神保健福祉センター

- (1) 精神保健及び精神障害者の福祉に関する知識の普及を図り、及び調査研究を行うこと。
- (2) 精神保健及び精神障害者の福祉に関する相談及び指導のうち複雑又は困難なものを行うこと。
- (3) 精神医療審査会の事務を行うこと。
- (4) 精神障害者保健福祉手帳の交付申請に対する決定に関する事務のうち専門的な知識及び技術を必要とするものを行うこと。
- (5) 回復途上にある精神障害者に、生活指導及び作業指導を行うこと。
- (6) 2号及び5号の業務に付随する診療を行うこと。
- (7) 障害者総合支援法に基づく自立支援医療（障害者総合支援法施行令第一条の二第三号に規定する医療に限る。）に係る支給認定に関する事務のうち専門的な知識及び技術を必要とするものを行うこと。
- (8) 障害者総合支援法による市町に対する技術的事項についての協力その他必要な援助に関すること。
- (9) その他精神保健及び精神障害者の福祉対策の推進を図るために必要な業務を行うこと。

食肉衛生検査所

- (1) 食鳥検査に関すること。
- (2) 食鳥処理業者の指導及び監督に関すること。
- (3) 前二号のほか、食鳥処理及び食鳥処理場に関すること。

動物愛護センター

- (1) 動物の愛護指導に関すること。
- (2) 犬の拘留に関すること。
- (3) 犬及びねこの引取りに関すること。
- (4) 疾病・負傷動物の収容に関すること。
- (5) 前各号のほか、動物の愛護及び狂犬病予防に関すること。（保健所の所掌に属するものを除く。）

身体障害者更生相談所

- (1) 市町の行う身体障害者の更生援護の実施に関し、市町相互間の連絡調整、市町に対する情報の提供その他必要な援助を行うこと及びこれらに付随する業務を行うこと。

- (2) 身体障害者に関する相談及び指導のうち、特に専門的な知識及び技術を必要とするものを行うこと。
- (3) 身体障害者の医学的、心理学的及び職能的判定を行うこと。
- (4) 障害者総合支援法による市町に対する技術的事項についての協力その他必要な援助に関すること。
- (5) 障害者総合支援法に基づく自立支援医療（障害者総合支援法施行令第一条の二第二号に規定する医療に限る。）に係る市町に対する援助に関すること。
- (6) 障害者総合支援法による補装具費に係る市町に対する援助に関すること。
- (7) 必要に応じ、障害者総合支援法に規定する補装具の処方及び適合判定を行うこと。

3 地方機関所在地

名 称		所 在 地		電話番号
厚生環境事務所・保健所	西部厚生環境事務所 西部保健所	〒738-0004	廿日市市桜尾二丁目 2-68	(0829) 32-1181
	広島支所	〒730-0011	広島市中区基町 10-52	(082) 228-2111
	呉支所	〒737-0811	呉市西中央一丁目 3-25	(0823) 22-5400
	西部東厚生環境事務所 西部東保健所	〒739-0014	東広島市西条昭和町 13-10	(082) 422-6911
	東部厚生環境事務所 東部保健所	〒722-0002	尾道市古浜町 26-12	(0848) 25-2011
	福山支所	〒720-8511	福山市三吉町一丁目 1-1	(084) 921-1311
北部厚生環境事務所 北部保健所	〒728-0013	三次市十日市東四丁目 6-1	(0824) 63-5181	
子ども家庭センター	広島県西部子ども家庭センター	〒734-0003	広島市南区宇品東四丁目 1-26	(082) 254-0381
	広島県東部子ども家庭センター	〒720-0838	福山市瀬戸町山北 291-1	(084) 951-2340
	広島県北部子ども家庭センター	〒728-0013	三次市十日市東四丁目 6-1	(0824) 63-5181
広島県立広島学園		〒739-0151	東広島市八本松町原 10844	(082) 429-0351
広島県立三次看護専門学校		〒728-0023	三次市東酒屋町 10518-1	(0824) 62-5141
広島県立総合精神保健福祉センター		〒731-4311	安芸郡坂町北新地二丁目 3-77	(082) 884-1051
広島県食肉衛生検査所		〒728-0013	三次市十日市東四丁目 6-1	(0824) 63-1305
広島県動物愛護センター		〒729-0413	三原市本郷町南方 8915-2	(0848) 86-6511
広島県立身体障害者更生相談所		〒739-0036	東広島市西条町田口 295-3	(082) 425-1455

II 予 算

令和 2 年 度

当 初 予 算 の 概 要

健 康 福 祉 局

令和2年度当初予算総括表

1 一般会計

(単位:千円)

区分	令和2年度当初予算額				令和元年度 当初予算額 B	比較		
	A	国庫 支出金	その他	一般財源		A-B	A/B %	
健康 福祉 局 関 係	民生費	129,147,291	4,791,696	4,432,182	119,923,413	129,526,196	△378,905	99.7
	衛生費	73,695,622	18,771,159	2,966,171	51,958,292	73,678,312	17,310	100.0
	公債費	172	0	261	△89	491	△319	35.0
	計	202,843,085	23,562,855	7,398,614	171,881,616	203,204,999	△361,914	99.8
県総額	1,090,500,000	/	/	/	1,055,100,000	35,400,000	103.4	

※ 県総額に対する健康福祉局関係予算の構成比 18.6%。令和2年4月～6月補正後の現計予算額は 255,592,039千円

2 特別会計

(1) 母子・父子・寡婦福祉資金特別会計

(単位:千円)

区分	令和2年度当初予算額					令和元年度 当初予算額 B	比較	
	A	繰入金	繰越金	諸収入	県債		A-B	A/B %
母子・父子 ・寡婦 福祉資金	532,390	3,005	335,758	193,627	0	544,406	△12,016	97.8

(2) 国民健康保険事業費特別会計

(単位:千円)

区分	令和2年度当初予算額					令和元年度 当初予算額 B	比較	
	A	分担金 ・負担金	国庫 支出金	その他	繰入金		A-B	A/B %
国民健康保険 事業費	237,750,975	69,435,322	63,758,809	90,412,456	14,144,388	244,258,286	△6,507,311	97.3

※ 令和2年6月補正後の現計予算額は 237,832,645千円

令和2年度当初予算主要施策一覧

事業名等	事業費(千円)	ページ
○創造的復興による新たな広島県づくり		
■ 安心を共に支え合う暮らしの創生		
1	被災者支援地域支え合いセンター・こころのケアチーム運営事業	205,032 22
■ 将来に向けた強靱なインフラの創生		
2	災害医療体制確保事業	29,269 23
○欲張りなライフスタイルの実現		
■ 希望をかなえるための後押し		
3	ひろしま版ネウボラ構築事業	112,460 24
4	子供の予防的支援構築事業	58,481 25
5	児童虐待防止対策事業	209,252 26
6	未来をはぐくむ「ひろしま安心保育」推進事業	215,215 27
■ ゆとりの創出		
7	地域医療介護総合確保事業	4,303,128 28
8	県立医療型障害児入所施設整備事業	61,013 29
9	発達障害地域支援体制推進事業	64,587 30
10	「がん対策日本一」推進事業(がん予防・がん検診)	78,021 31
11	いのち支える広島プラン推進事業	59,773 32
■ 地域活力の基盤づくり		
12	地域共生社会推進事業	11,011 33
■ 暮らしを楽しむ機会の創出		
13	「いのちを守る！」動物愛護推進事業	55,423 34

**創造的復興による
新たな広島県づくり**

1 被災者支援地域支え合いセンター・こころのケアチーム運営事業

令和2年度当初予算額 205,032千円 (R元 230,496千円)

1 目的

平成30年7月豪雨災害を受けて設置した「地域支え合いセンター」を引き続き運営することにより、被災者の早期の生活再建支援を図るとともに、「広島こころのケアチーム」を運営することにより、被災者の孤立死や自殺の発生防止を図る。

2 事業内容

(単位：千円)

区 分	内 容	予算額
被災者支援地域支え合いセンター運営事業	○県及び市町地域支え合いセンターによる被災者の早期の生活再建支援 ・市町センター職員の人材育成（県） ・専門職，アドバイザーの市町派遣等（県） ・被災者に対する見守りや，日常生活上の相談支援（市町） ・住民同士の交流機会の提供等（市町）	172,687
被災者支援こころのケアチーム運営事業	○こころのケアチームによる被災者支援並びに市町及び市町地域支え合いセンターの活動支援 ・被災者こころのケアの実施体制の整備 ・市町等が行うこころのケアに関する後方支援，技術的助言 ・市町等が行う仮設住宅等での出張相談に対する支援 ・こころのケアに関するデータの集積 等	32,345
合 計		205,032

2 災害医療体制確保事業【一部新規】

令和2年度当初予算額 29,269千円 (R元 17,520千円)

1 目的

平成30年7月豪雨災害の検証及び国内の災害発生状況等を踏まえて、大規模災害等が発生した場合に対応する医療体制を計画的に整備する。

2 事業内容

DMA T（災害派遣医療チーム）の災害対応能力強化や、災害拠点病院等の医療機関、行政、医師会、消防、警察、自衛隊等との連携強化に向けた各種訓練・研修等を実施し、又はその実施を支援する。

(単位：千円)

区 分	内 容	予算額
DMA Tの災害対応能力強化	<ul style="list-style-type: none"> ○県内DMA Tの技能の向上を目的としたセミナーの開催 ○大規模地震時医療活動訓練へのDMA T等の参加 ○消防機関等と連携した集団災害医療救護訓練の実施 ○DMA Tインストラクターの養成 ○中国地区DMA T連絡協議会の開催【新規】 ○中国地区DMA Tロジスティクス研修会の開催【新規】 	11,320
災害医療体制の確保及び関係機関との連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ○災害拠点病院の医療従事者災害対応研修の実施 ○広島県DMA T連絡会議、広島県災害医療協議会の開催 ○災害医療コーディネーター研修の開催 ○EM I S（広域災害救急医療情報システム）による情報連携強化研修・訓練の実施 ○医療従事者、保健師、警察職員、消防職員等を対象とした研修の開催 ○災害診療記録（J－S P E E D）運用促進事業【新規】 	17,949
合 計		29,269

欲張りな

ライフスタイルの実現

3 ひろしま版ネウボラ構築事業【一部新規】

令和2年度当初予算額 112,460千円 (R元 100,397千円)

1 目的

子育てに関する不安や負担を軽減し、子供を希望する人が安心して妊娠・出産・子育てできる環境整備に向けて、子供と家庭に関する切れ目のない相談・支援体制である「ひろしま版ネウボラ」を構築する。

2 事業内容

「ひろしま版ネウボラ」の全県展開に向け、市町と理念を共有し、基本型の導入支援を行うとともに、子育て家庭との信頼関係を高めるための取組をモデル的に実施する。

また、ネウボラに必要な人材の確保・育成及び関係機関との連携の仕組みを構築する。

(単位：千円)

区 分	内 容	予算額
ひろしま版ネウボラ構築モデル事業	<ul style="list-style-type: none"> ○県内6市町において、さらなる信頼関係構築のための取組をモデル的に実施し、その効果や課題を検証【拡充】 ○人材の有効活用や、情報の一元管理のためのネウボラのデジタル化【新規】 ○全県展開に向けた基本型導入に係る経費補助や課題解決のためのアドバイザー派遣等【新規】 	101,425
モデル事業推進会議	<ul style="list-style-type: none"> ○モデル事業の効果的な推進や全県への設置促進に向けて効果及び課題を検証する「モデル事業推進会議」の設置や、地域の関係者との連携体制構築に向けた検討 ○評価検証のためのアンケート調査の実施 	5,299
ひろしま版ネウボラ人材育成事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ひろしま版ネウボラの構築に必要な保健師、助産師、保育士等の人材の資質向上を図るため、令和元年度に策定した育成ガイドラインに沿った研修の実施 ○民間や地域資源(子育て経験者等)の活用に向けた検討、研修の実施【拡充】 ○専門職等の確保に向けた人材の掘り起こし 	5,736
合 計		112,460

※新型コロナウイルス感染症の影響により、一部事業の見直しを行っている。令和2年4月～6月補正後の現計予算額は102,425千円

4 子供の予防的支援構築事業【一部新規】

令和2年度当初予算額 58,481千円 (R元 22,909千円)

1 目的

子供の育ちにつながるリスクを早期に把握し、予防的支援を行うことにより、問題を未然に防止し、子供が心身ともに健やかに育つことを目的とする。

2 事業内容

モデル市町において、子供の育ちに関係する様々な情報をもとにAIを活用してリスクを予測し、予測結果を参考にして支援の必要性の判断を行い、最適な予防的支援を継続的に届ける仕組みを構築するため、モデル市町で実証試験を行う。

(単位：千円)

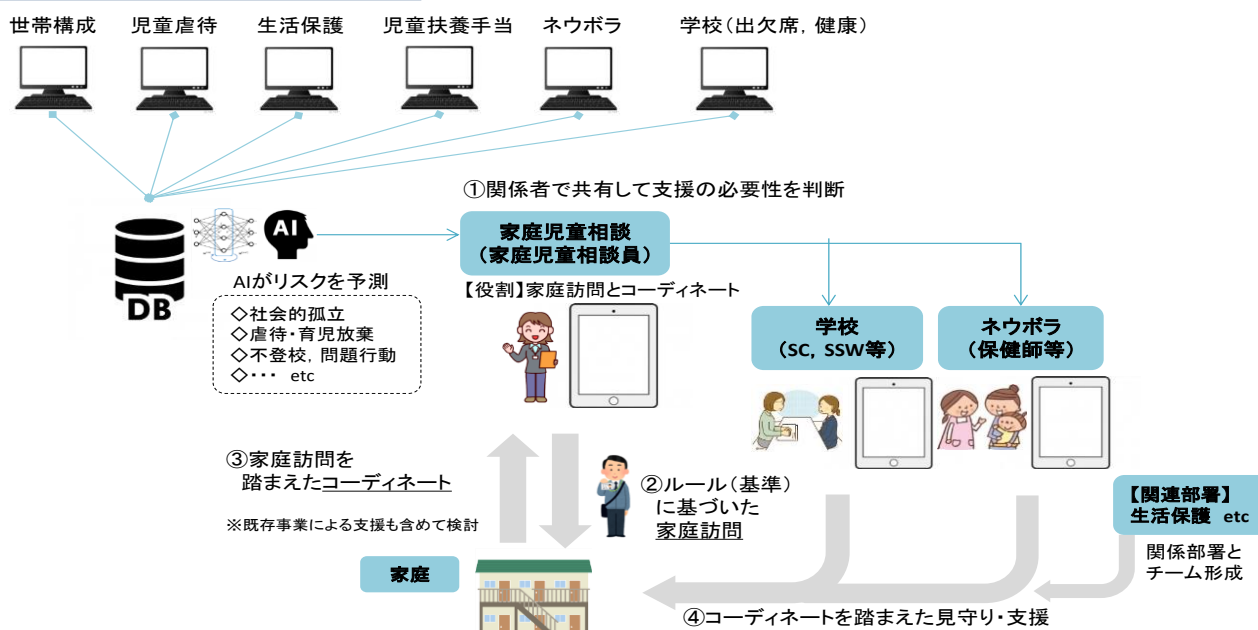
	内 容	予算額
子供の予防的支援構築事業	<ul style="list-style-type: none"> ○モデル市町（府中町ほか2市町）において福祉や教育などの子供の育ちに関係する様々な情報をもとにAIを活用して分析し、リスク（虐待・育児放棄、不登校、問題行動、社会的孤立など）予測 ○AIによる予測結果を参考にして、関係者（家庭児童相談、ネウボラ、学校）で支援の必要性を判断 ○必要なタイミングで適切な予防的支援を届ける実証試験を実施 	58,481

※新型コロナウイルス感染症の影響により、一部事業の見直しを行っている。令和2年4月～6月補正後の現計予算額は57,481千円

事業の背景

共働き家庭の割合の増加、核家族化の進展、ひとり親家庭の増加など家族形態の多様化や家庭環境の複雑化などにより、これまで以上に子供たちの養育状況が見えにくくなっており、様々なリスクが顕在化してきている。

予防的支援の仕組みのイメージ



5 児童虐待防止対策事業【一部新規】

債務 [42,212 千円]

令和2年度当初予算額 209,252 千円 (R元 217,778 千円)

1 目的

深刻化する児童虐待に適切に対応するため、こども家庭センターの体制や市町の相談援助機能を強化し、子供の安全確認・安全確保の徹底を図る。

また、狭隘化している東部こども家庭センター一時保護所について、適切に被虐待児等を保護できる体制を整える。

2 事業内容

(単位：千円)

区分	内 容	予算額
児童虐待防止対策事業	1 予防	7,182
	オレンジリボンキャンペーン事業	○体罰の禁止や虐待通告について、県民の理解を得るため、広報啓発を実施 7,182
	2 こども家庭センター等の体制強化	138,347
	専門スタッフの活用	○弁護士、警察官OBなどの専門スタッフの配置 127,470
	児童虐待対応体制の強化【一部新規】	○こども家庭センターや市町職員等の育成や業務の効率化についての検討会議や専門性を高める研修を実施 ○子ども家庭総合支援拠点の設置を促進するため専門家を派遣等 10,877
	3 児童・家庭への援助	8,406
	心理的ケアの充実	○保護者に対するグループワークや被虐待児に対する心理療法の実施 864
	未成年後見人支援事業	○社会的養護下の児童等の未成年後見人に対し費用を助成 7,542
	4 児童養護施設等の退所後の支援	31,143
	親子支援プログラムの実施	○被虐待児の家庭復帰の際の保護者に対するカウンセリングや心理教育、具体的な育児指導等を実施 2,783
児童養護施設等からの自立の支援	○施設を退所した児童等に対する相談支援の実施 ○退所後にアパート等を賃借する際の身元保証人の確保等 28,360	
東部こども家庭センター一時保護所増改築事業	○東部C一時保護所増改築に向けた地質調査及び基本・実施設計の実施 (債務 42,212) 24,174	
合 計		(債務 42,212) 209,252

※新型コロナウイルス感染症の影響により、一部事業の見直しを行っている。令和2年4月～6月補正後の現計予算額は208,982千円

6 未来をはぐくむ「ひろしま安心保育」推進事業【一部新規】

令和2年度当初予算額 215,215千円 (R元 301,531千円)

1 目的

近年の保育ニーズの急増により、待機児童が発生し、深刻な保育士不足が続いている中、保育の質と量の確保・強化を図る。

2 事業内容

働く女性の増加による更なる保育ニーズの増加に備えて、待機児童対策及び保育の質の確保並びに保育士人材確保に関する取組を実施する。

(単位：千円)

区 分		内 容	予算額
待機児童対策	1・2歳児受入促進事業	○待機児童の大半を占める1・2歳児を積極的に受け入れる保育施設に対して、保育士の人件費相当額の補助	56,540
	保育コンシェルジュ配置事業	○保護者の働き方に合った保育サービスを紹介するコンシェルジュを配置する市町への補助	36,783
質の確保	保育士キャリアアップ研修事業	○保育士キャリアアップ研修を実施するとともに、保育関係団体の専門研修のノウハウを取り入れて研修の質を強化	29,729
負担軽減	いつでも安心保育支援事業	○認可保育所等に入所できず、やむを得ず認可外保育施設を利用した方の経済的な負担の軽減	17,576
自然保育	ひろしま自然保育推進事業	○子供の好奇心や想像力、自己肯定感、主体性、レジリエンス（精神的回復力）等を育むことのできる自然保育を行う団体を認証し、活動を支援 ○幼児教育・保育の無償化の対象とならない認可外の認証団体に対し、運営費を補助【新規】	18,749
保育士人材確保	保育士人材バンク	○保育士人材バンクの運営による潜在保育士等と保育施設のマッチング及び研修、合同就職説明会の開催等	21,411
	保育士離職時届出構築事業	○保育士の離職時に将来復帰する場合の届出制度の運営	9,365
	保育士早期復職サポート事業	○保育料の無償化の対象とならない3歳未満児を育児中の私立の保育士を対象に、保育料負担を軽減	14,925
	魅力ある保育所づくり推進事業	○保育所の「見える化」を更に推し進めるコンテンツの充実を図るとともに、レーダーチャートを活用した保育所の質の向上の仕組みを構築	10,137
合 計			215,215

7 地域医療介護総合確保事業【一部新規】

債務 [288,000千円]

令和2年度当初予算額 4,303,128千円 (R元 4,032,518千円)

1 目的

地域における限りある医療・介護資源を効果的に活用して、急性期医療から在宅医療・介護まで一連のサービスが適切に提供されるよう、持続可能な医療提供体制と地域包括ケア体制の構築を図る。

2 事業内容

「地域医療介護総合確保基金」を積み立てるとともに、これを活用し、病床の機能分化・連携、在宅医療の推進、医療従事者の確保など医療・介護サービスの提供体制の充実に向けた事業を実施する。

(単位：千円)

区分	内 容	予算額
地域医療介護総合確保基金積立	医療・介護サービスの提供体制を充実させるため、「地域医療介護総合確保基金」へ積立(国2/3, 県1/3)	2,917,757
1 医療資源の効果的な活用	○病床機能転換やダウンサイジングに係る経費の補助【一部新規】 ○各構想区域における医療機能の分化・連携等に係る検討支援【一部新規】 ○医療機関の連携を促進する地域医療連携情報ネットワークの整備を推進 ○糖尿病の専門医が少ない地域の患者に生活習慣を指導する遠隔医療のモデル実施	1,058,779
2 在宅医療連携体制の確保	○地域包括ケアシステムの質の向上に向けた人材育成・アドバイザー派遣等, 重点的な市町支援 ○高齢者の健康づくり「通いの場」推進事業 ○在宅歯科医療の質向上を図るため要介護者等への高度な歯科治療や口腔ケアに対応できる歯科医師等の養成 ○在宅医療の質の向上を図るため薬局・薬剤師と地域多職種との連携を推進 ○要介護高齢者に対する在宅リハビリの支援 ○医療的ケア児等の在宅生活支援【新規】 等	149,638
3 介護サービス基盤の整備	○小規模介護施設の整備支援(14施設) ○介護施設等の開設準備経費支援(27施設)等	1,484,130
4 介護サービスの質向上と適正化	○介護支援専門員研修向上委員会において、研修内容及び受講効果等の評価・分析を行い、各種研修事業の充実を推進	22,764
5 認知症サポート体制の充実	○認知症高齢者等が安心して在宅で生活するための成年後見制度等の普及・推進 ○医療・介護関係者の認知症高齢者への対応能力の向上のための研修を実施 等	37,836
6 医療従事者の確保	○広島大学ふるさと枠・岡山大学地域枠等の医学生への奨学金の貸付 ○看護職員確保のため無料職業紹介等を実施するナースセンターの運営等	(債務288,000) 1,424,736
7 介護人材の確保・育成・定着	○魅力ある福祉・介護の職場宣言ひろしまの認証推進 ○外国人介護従事者を対象とした合同資質向上研修及び意見交換会の実施【新規】 ○外国人介護人材の定着を図るため、具体的なノウハウ等を情報収集・周知【新規】 ○介護事業所へのICT機器の導入支援【新規】 等	125,245
合 計		(債務288,000) 4,303,128

※新型コロナウイルス感染症の影響により、一部事業の見直しを行っている。令和2年4月～6月補正後の現計予算額は3,877,209千円

8 県立医療型障害児入所施設整備事業

債務 [4,971,454 千円]

令和2年度当初予算額 61,013 千円 (R元 79,836 千円)

1 目的

障害者差別解消法が施行され、障害者に対する合理的配慮が求められるなど、障害者を取り巻く環境が変化している中で、施設・設備が老朽化している県立医療型障害児入所施設（わかば療育園、若草療育園、若草園）について移転・改修等を行うことにより、重症心身障害児（者）の抱える課題やニーズを踏まえた施設の機能強化及び療育環境の改善を図る。

2 事業内容

(単位：千円)

内 容	予算額
○県立医療型障害児入所施設整備工事（工期：R2～R5） <ul style="list-style-type: none"> ・わかば療育園（東広島市八本松町）：新築移転（東広島市西条町）工事 ・若草療育園（東広島市西条町）：改修工事 ・若草園（東広島市西条町）：改修工事 ・工事監理等 	(債務 4,971,454) 61,013

【主な整備内容】

(1) 在宅重症心身障害児(者)への支援機能の強化

- 短期入所定員を拡充（わかば療育園 定員5人→8人，若草療育園 定員5人→7人）
- 親子入園において，NICU退院児や重症心身障害児の受入体制を強化
- 通園定員を拡充し，在宅において負担が大きい入浴サービスを新たに実施（わかば療育園 定員5人→10人）

(2) 療育環境の改善

- 入所者のプライバシー確保，感染症予防のため，1部屋あたり原則4人以下に見直し
- 1人当たりの病床面積を拡張（9㎡/人以上）
- 高度な医療的ケアが必要な障害児(者)の受入対応のため，医療用配管等の設備を充実
- 体温調整の困難な障害児(者)等に対応するため，空調の中央管理から個別空調化
- スタッフステーションを中心とした病棟内レイアウトへ変更
- 災害時等への対応として非常用電源の充実（72時間以上）



※左側：若草園，右側：わかば療育園

【整備スケジュール】

H30	R元	R2	R3	R4	R5
実施設計	各種手続， 発注準備・契約	新わかば療育園 整備	若草園 改修・増築	若草療育園 改修・増築	

9 発達障害地域支援体制推進事業【一部新規】

令和2年度当初予算額 64,587千円 (R元 52,749千円)

1 目的

発達障害児（者）とその家族が、身近な地域・市町において、個々の発達障害の特性に応じた適切な支援を受け、発達障害児（者）の自立と社会参加が促進されるよう地域における重層的な発達障害支援体制を推進する。

2 事業内容

身近な地域・市町において、発達障害児（者）の特性に沿った対応ができる地域支援体制を整備するとともに、診療医養成研修の実施により、医療機関、事業所、教育機関等における人材を育成する。また、家族支援体制の整備を図るとともに、医療機関の役割分担と支援機関と医療機関との連携など、地域ネットワーク支援体制の構築を行う。

(単位：千円)

区 分	内 容	予算額
1 発達障害地域支援体制推進事業		
地域支援体制の整備	○市町において関係機関が連携した支援体制が整備されるよう市町、福祉、教育、医療機関等への相談・助言など総合的な支援を実施	11,105
人材育成	○学校や医療機関等に対し、発達障害児（者）の特性に配慮した支援ができるようスキルアップ研修等を実施	3,954
家族支援体制の整備	○発達障害児（者）の家族支援体制の充実を図るため、相談・助言体制の整備を行うとともに、発達障害のペアレント・トレーニングの実施者を養成	2,587
発達障害医療体制の整備	○発達障害の診療ができる医師の養成等を行うため、拠点医療機関において陪席研修の実施や専門医とかかりつけ医の連携体制構築に向けた研修等を実施 ○発達障害児（者）が、身近な地域で適切な支援を切れ目なく受けるため、相談や支援に関わる機関が連携できる地域ネットワーク体制の構築をモデル的に実施【新規】	23,611
2 児童発達支援センター等機能強化事業		
児童発達支援センター等の強化	○身近な地域での発達支援体制充実のため、市町母子保健担当やひろしま版ネウボラ等との連携を強化し、早期かつ専門的な支援体制の整備と連携調整 ○乳幼児健診時からの確なスクリーニング機能を提供し、健診後フォロー教室で育児不安層、経過観察層に療育的支援、保護者支援を実施【新規】	23,330
合 計		64,587

10 「がん対策日本一」推進事業(がん予防・がん検診)【一部新規】

令和2年度当初予算額 78,021千円 (R元 59,757千円)

1 目的

『県内のどこに住んでいても、どんな“がん”であっても、安心して暮らせる広島県』、『県民みんながそれぞれの立場で“がん対策”に取り組む社会』の実現を目指して、「がん予防・がん検診」、「がん医療」及び「がんとの共生」の3つの分野を柱とした総合的な対策を実施する。

2 事業内容

がん対策の3つの分野のうち「がん予防・がん検診」の目標達成に向けた取組を強化する。

(単位：千円)

区分	内容	予算額
がん予防	○たばこ対策推進事業 ・健康増進法に規定する新たな受動喫煙防止対策等について、施設管理者に対する相談指導等を実施【新規】 ○ウイルス性肝炎対策 ・市町の保健師・企業の健康管理担当者等を「肝疾患コーディネーター」として養成し、肝炎ウイルス検査の受検勧奨や陽性者に対する受診勧奨を実施 ・継続的な受診勧奨及び定期検査費用の助成等による肝炎重症化・肝がんへの進行を予防	13,658
がん検診	○がん検診受診率向上対策事業 ・がん検診未実施の協会けんぽ加入企業に対する検診実施の促進、市町が実施する受診勧奨・再勧奨の手法等の改善支援を実施 ○がん検診精度管理推進事業 ・市町が実施するがん検診の精度向上のため専門家による評価・助言・研修等を実施	64,363
合 計		78,021

11 いのち支える広島プラン推進事業

令和2年度当初予算額 59,773千円 (R元 51,154千円)

1 目的

いのち支える広島プランの施策体系に沿って、早期対応のための人材育成，県民への普及啓発，各種の要因に働きかける相談体制の整備及び地域支援活動強化等の取組を他機関と連携して行い，自殺死亡率を低下させるための総合的な取組の推進を図る。

2 事業内容

(単位：千円)

区 分	内 容	予算額
普及啓発及び人材育成	○9月の自殺予防週間に合わせた重点的な広報の実施 ○地域で声掛けを行うゲートキーパーの活用 ○地域うつ病対策医療連携研修の開催	3,330
相談支援	○電話相談窓口の設置 ○若者が相談しやすい体制づくりのためSNS相談窓口を 通年で開設【拡充】	14,667
地域活動支援	○広島県自殺対策推進センターの運営（連絡調整・人材育成等） ○自殺未遂者に対する支援体制の整備（広島大学病院委託）等	16,468
関係機関との連携・協働	○市町の自殺対策事業に係る費用の一部を助成 ○自殺対策連絡協議会の開催	25,308
合 計		59,773

12 地域共生社会推進事業【新規】

令和2年度当初予算額 11,011千円 (R元 0千円)

1 目的

これまでの福祉サービスでは対応が難しい 8050 問題などの複合的な課題や、ゴミ屋敷などの制度の狭間の問題に対応するため、住民、専門職、関係機関、多様な主体が連携・協働し、早期発見から解決までを着実に導くことができる重層的なセーフティネットの構築などにより、県民誰もが住み慣れた地域でつながり、生きがいや役割をもち、助け合いながら生き生きと暮らしていくことができる「地域共生社会」の実現を図る。

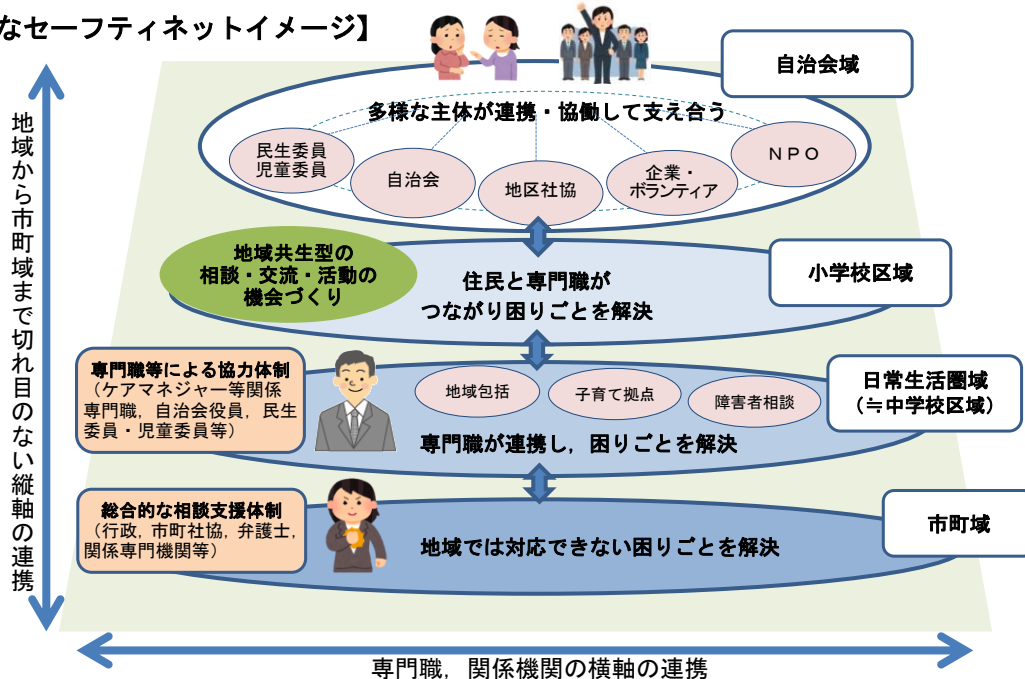
2 事業内容

地域が抱えている生活課題を住民と専門職、多様な主体が連携・協働して取り組むための土壌と仕組みづくりをモデル的に実施するとともに、市町の取組を支援する。

(単位：千円)

区分	内容	予算額
地域共生プラットフォームによる活動プロジェクトの創出	○多様な主体からなる地域共生プラットフォームを設置し、地域の福祉課題（ニーズ）と支援者をマッチングすることによる支え合い活動の推進や、地域課題を解決するためのプロジェクトをモデル的に実施	1,000
地域支え合いコーディネーター(仮称)の養成	○アウトリーチによる課題の掘り起こし、重層的なセーフティネットの構築支援、住民の地域活動の支援などを行うコーディネーターを養成	501
地域共生型の相談・交流・活動の機会づくり	○住民の誰もが気軽に相談や交流ができ、地域の課題解決に向けた活動に参加できる機会づくりをモデル的に実施	1,000
市町の取組を支援する体制づくり	○県地域支え合いセンターに専門の支援員を配置し、人材育成、モデル事業を実施する市町の取組支援、モデル事業の効果検証などを実施	8,510
合 計		11,011

【重層的なセーフティネットイメージ】



13 「いのちを守る！」動物愛護推進事業【一部新規】

令和2年度当初予算額 55,423千円 (R元 59,638千円)

1 目的

「人と動物との調和のとれた共生社会」の実現を目指し、犬猫の更なる収容頭数削減対策及び返還譲渡促進策を推進する。

2 事業内容

本県の動物愛護センターに収容される犬猫の頭数は依然として多く、更なる収容頭数削減対策及び返還譲渡促進のため、野良犬・野良猫等対策事業を実施する。

また、収容頭数の削減及び返還譲渡促進策の実施に必要な施設機能を、民間活力を導入して新たに整備する。

(単位：千円)

区 分	内 容	予算額
野良犬・野良猫等対策事業	○将来的な収容頭数削減に向けた野犬の捕獲・引取を強化 (収容頭数削減) ○譲渡犬猫へのマイクロチップの装着 (返還促進及び遺棄防止) ○野良犬の生息調査等事業(収容頭数削減)【新規】 ○動物愛護啓発に向けた寄附イベントの実施【新規】	29,145
	○市町に対する助成制度による、地域・自治会単位で実施する野良犬・野良猫対策の促進(動物愛護啓発) ○地域猫活動を実施するにあたっての不妊去勢手術の推進(収容頭数削減)	8,075
動物愛護センター整備事業	○アドバイザー業務委託により、PFI手法による施設整備及び完成後の施設維持管理運営を行う民間事業者の選定を実施	18,203
合 計		55,423

令和2年度当初予算の増減の主なもの（健康福祉局）

（単位：百万円）

事業名	元年度 当初予算額	2年度 当初予算額	差引増減	主な増減理由	
増	保育所等施設型給付費等 県費負担金	13,253	13,913	660	保育の無償化の実施及び 施設数の増加に伴う増
	介護保険低所得者保険料 軽減負担金	452	852	400	保険料軽減対象が拡大された ことによる増
	児童福祉施設整備費補助 金	0	339	339	災害復旧に係る整備数の増
	障害者介護サービス等給 付事業	16,810	17,107	297	介護サービス利用者の増
	後期高齢者医療財政助成 事業	7,067	7,328	260	高額医療費及び軽減対象者数 の増
減	災害応急救助費	1,568	373	△1,195	平成30年7月豪雨の被災者 に対する応急救助費用の減
	被災者生活再建支援基金 拠出金	895	0	△895	被災者生活再建支援基金への 拠出金の減
	国民健康保険県繰入金	12,809	12,151	△658	被保険者数見込の減
	被爆者援護法等関係援護 事業費	8,573	8,046	△527	支給対象者数見込の減
	地域医療介護総合確保基 金積立事業	3,352	2,918	△435	介護施設等整備事業の整備数 の減

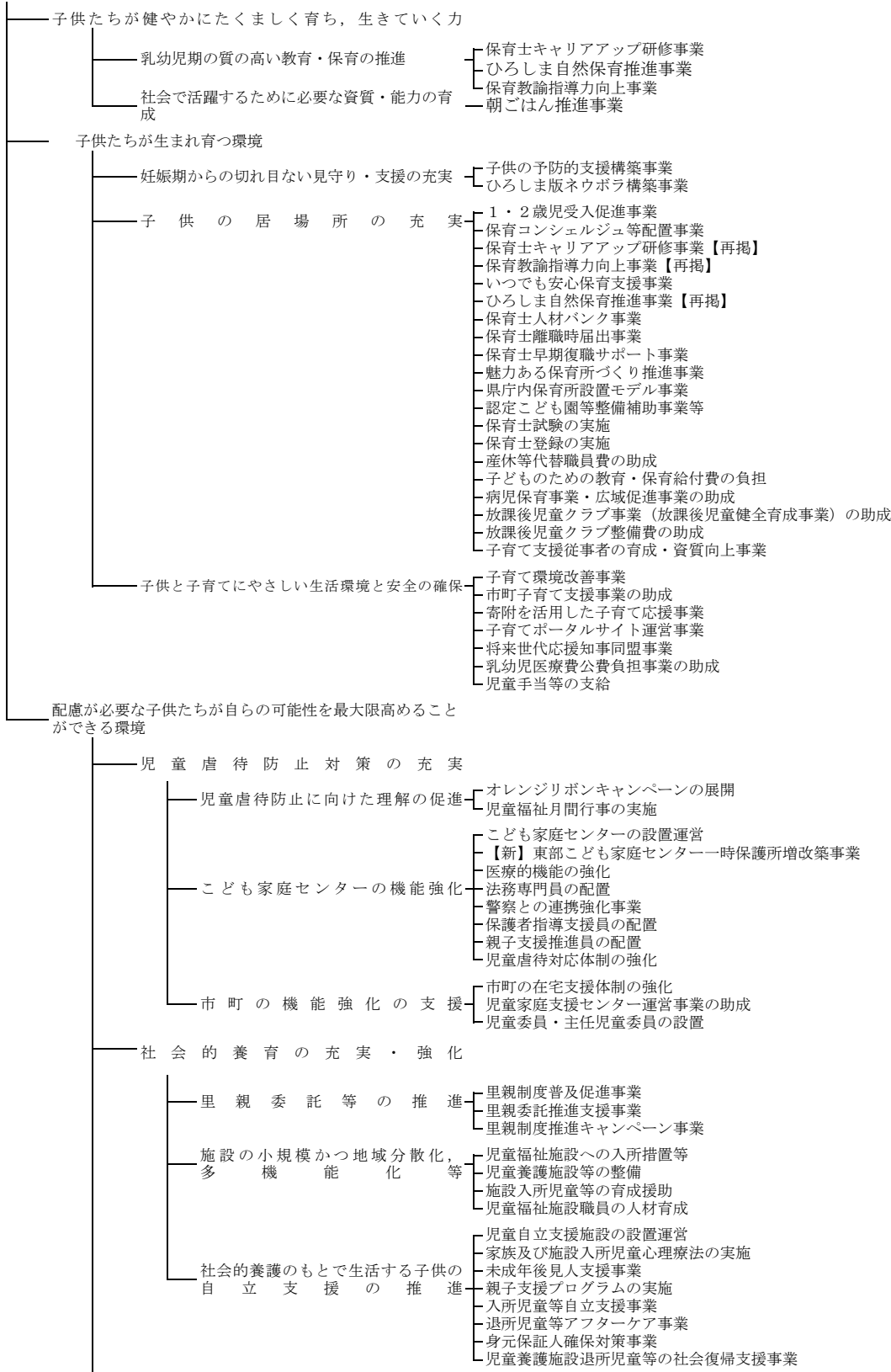
※端数処理の関係で、「元年度当初予算額」と「2年度当初予算額」の単純な差引と「差引増減」欄の数値が異なる場合がある。

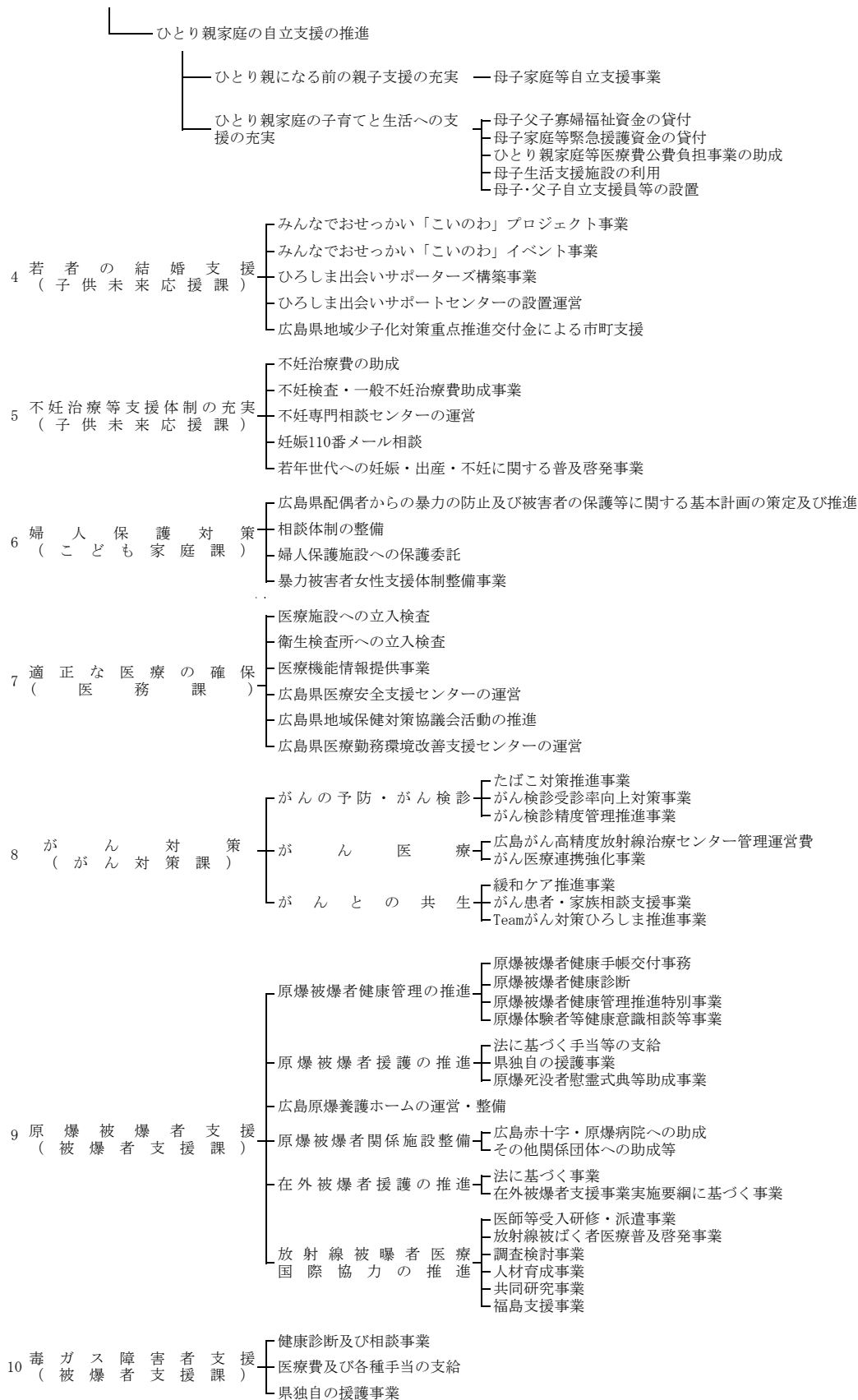
Ⅲ 事 業 体 系

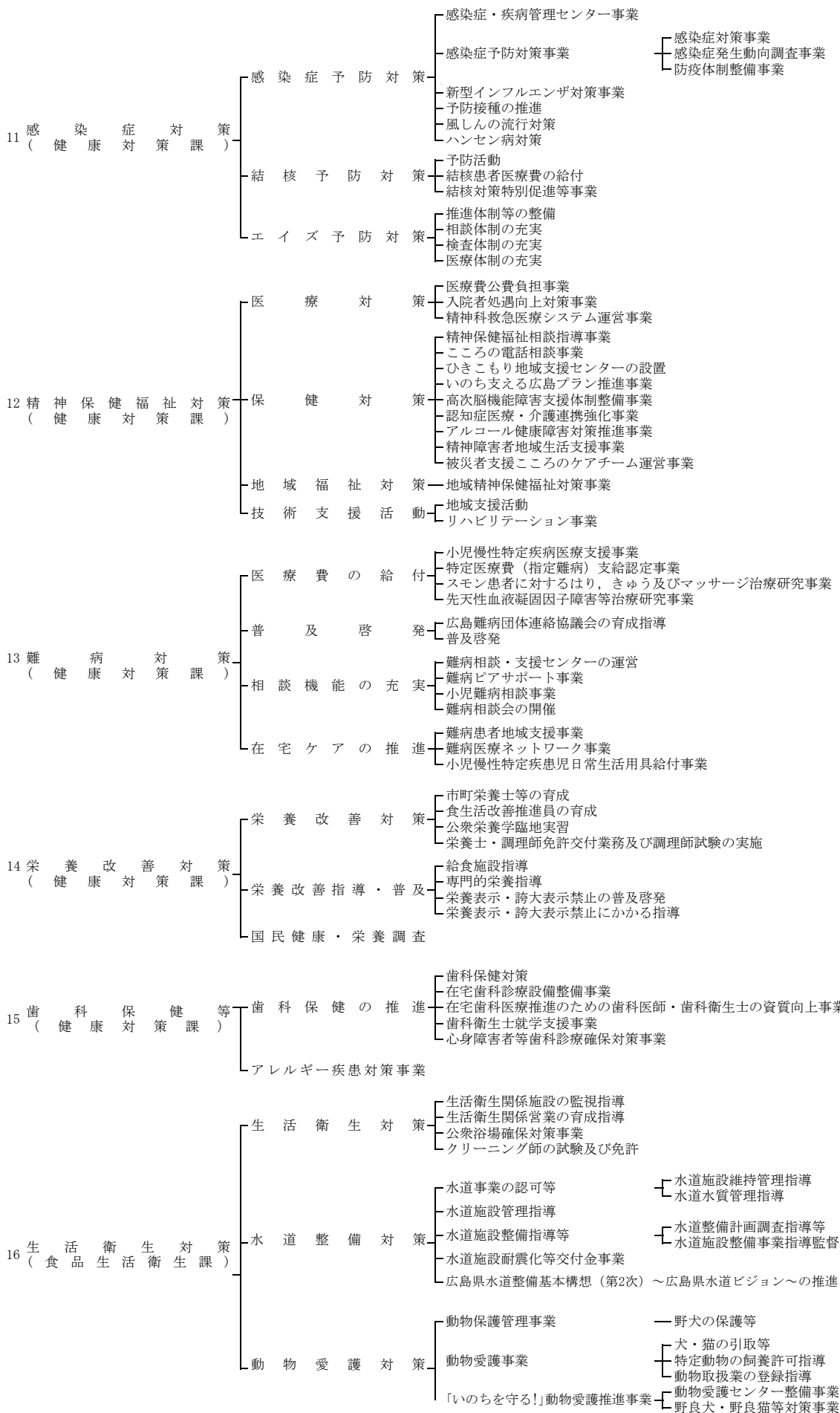
健康福祉局の事業体系

- 1 地域保健福祉推進対策（健康福祉総務課）
 - └ 地域保健福祉調査研究事業
 - └ 被災者の心身のケア
- 2 大規模社会福祉施設等の整備（健康福祉総務課）

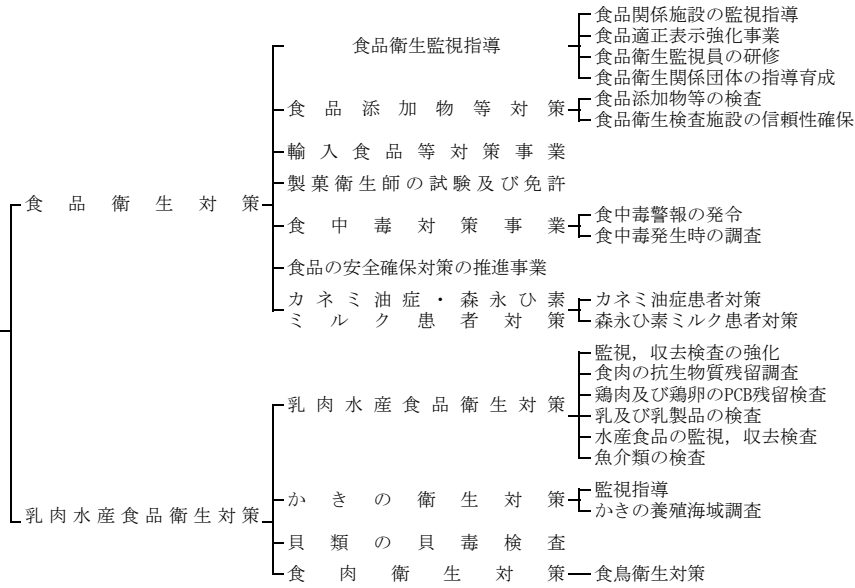
全ての子どもたちの未来を応援（「ひろしま子供の未来応援プラン」の推進）
 (子供未来応援課)
 3 (安心保育推進課)
 (こども家庭課)



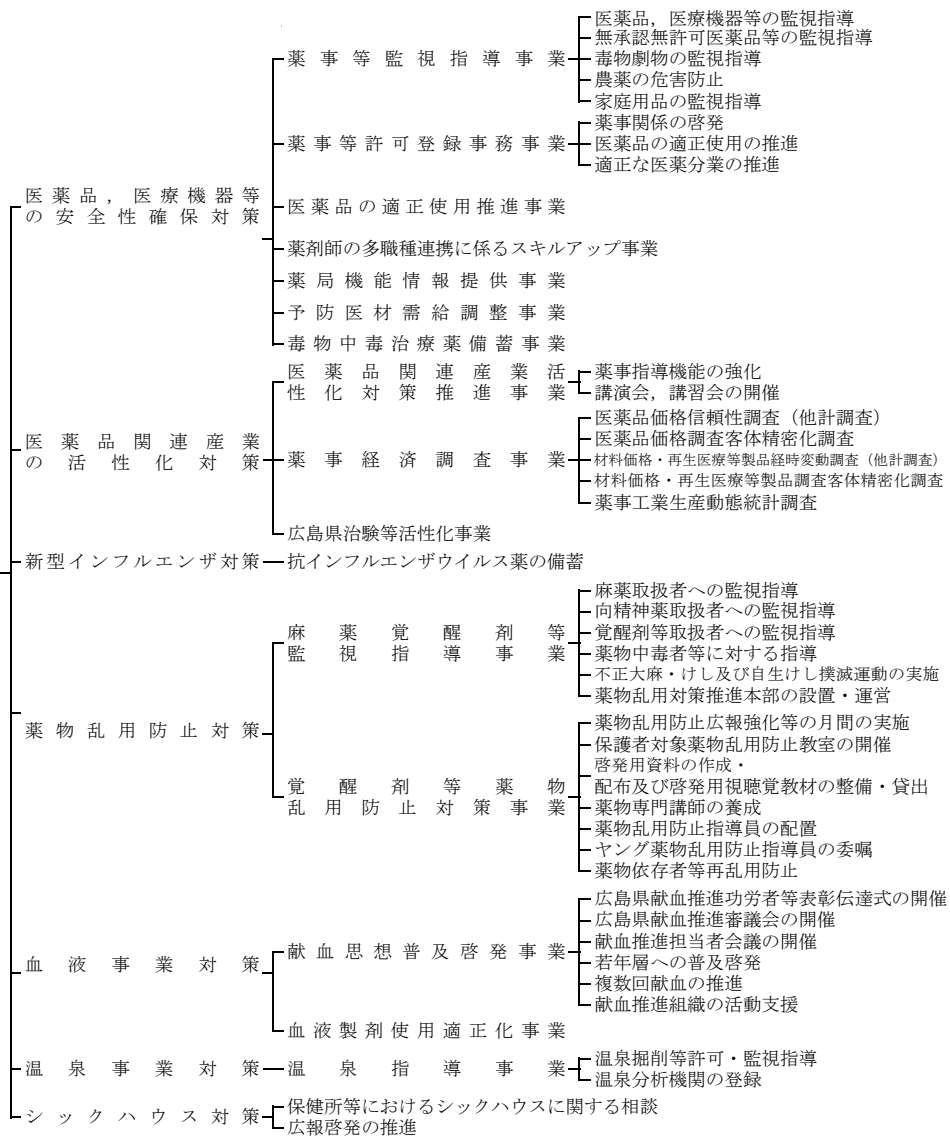




17 食品衛生対策
(食品生活衛生課)



18 薬事衛生対策
(薬務課)



19 肝炎薬務対策

- 肝炎対策事業
 - 総合的な推進体制の強化
 - 肝炎患診療連携拠点病院の機能強化
 - 普及啓発活動
- 肝炎ウイルス検査・治療費助成事業
 - 制度に係る説明会
 - 受給資格の審査・受給者証の発行
 - 肝炎ウイルス検査の実施
 - 医療費助成等
- ウイルス性肝炎対策
 - 肝炎患コーディネーターの養成・活用
 - 肝炎重症化・肝がん予防推進事業

20 医療提供体制の確保
(医療介護計画の画課)
(医療介護業務課)

- 総合的な施策の企画・調整
 - 保健医療計画の推進
 - ひろしま高齢者プランの推進
- 医療及び介護の総合的な確保の促進
 - 医療介護総合確保促進法に基づく広島県計画の推進
 - 療養病床転換支援事業
 - 医療情報連携の推進
 - 医療資源偏在解消の推進
 - 病床機能分化・連携の促進
 - 広島都市圏の医療機能強化事業
- 救急医療の充実
 - 救急医療コントロール機能を担う広島市民病院の整備等
 - 救命救急センターの運営支援
 - 救急医療施設等の整備
 - 救急医療情報ネットワークの運営
 - ドクターヘリ事業
 - メディカルコントロール体制の強化
 - 救急搬送受入体制確保事業
- 災害医療体制の充実
- へき地・中山間地域医療対策の充実
 - へき地医療施設等の整備・運営費の助成
- 母子医療対策の充実
 - 周産期医療システムの運営
 - 周産期医療情報ネットワークの運営
 - 周産期母子医療センター運営支援事業
 - 小児救急医療体制の充実
- 医療施設の整備・充実
- 臓器移植・骨髄バンク事業等の啓発・推進
 - 臓器移植啓発活動の推進等
 - 骨髄バンク事業等の推進
 - 骨髄提供の着実な推進
- 心身障害者(児)及び休日の歯科医療の確保
- 心不全患者在宅支援体制構築事業
- てんかん地域診療連携体制整備
- 【新】循環器病対策推進事業

21 医療人材の確保・育成
(医療介護人材課)
(医療介護計画課)

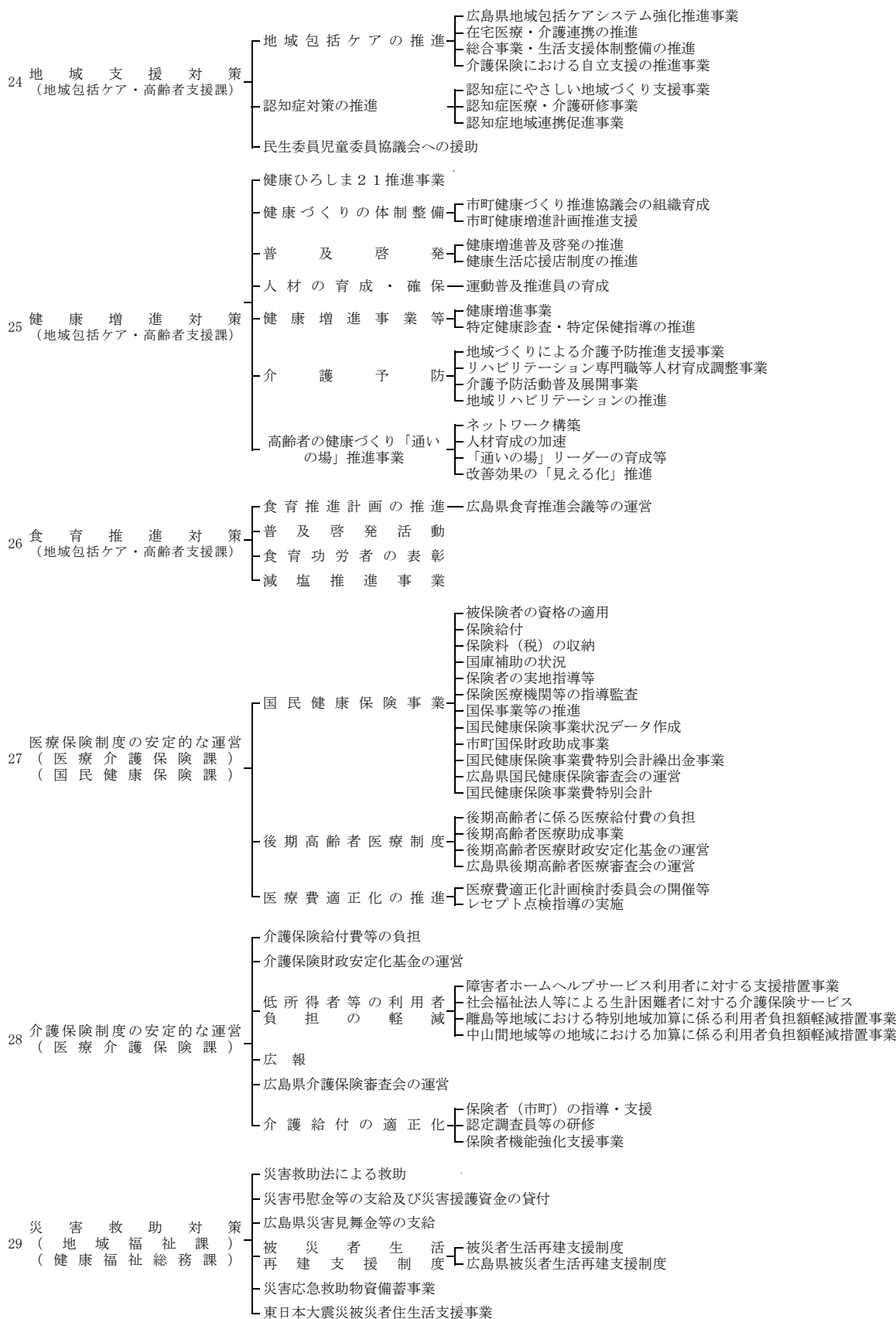
- 医師確保対策の推進
 - 広島県医師育成奨学金
 - 女性医師等就労環境整備
 - 広島大学医学部寄附講座の設置
 - 産科医等確保支援事業
 - 包括的過疎地域医師育成・活躍支援システム整備事業
- 広島県地域医療支援センター(公益財団法人広島県地域保健医療推進機構)による医師確保等の実施
 - 医師の養成と配置調整
 - 医師の誘致と県内定着
 - 医師の活躍支援
 - 広島県へき地医療支援機構の運営
 - 情報収集・情報発信
 - センターの運営管理
- 看護職員等確保対策
 - 看護職員養成の充実・強化
 - 離職防止対策
 - 未就業看護職員の再就業促進
 - 専門医療等への対応

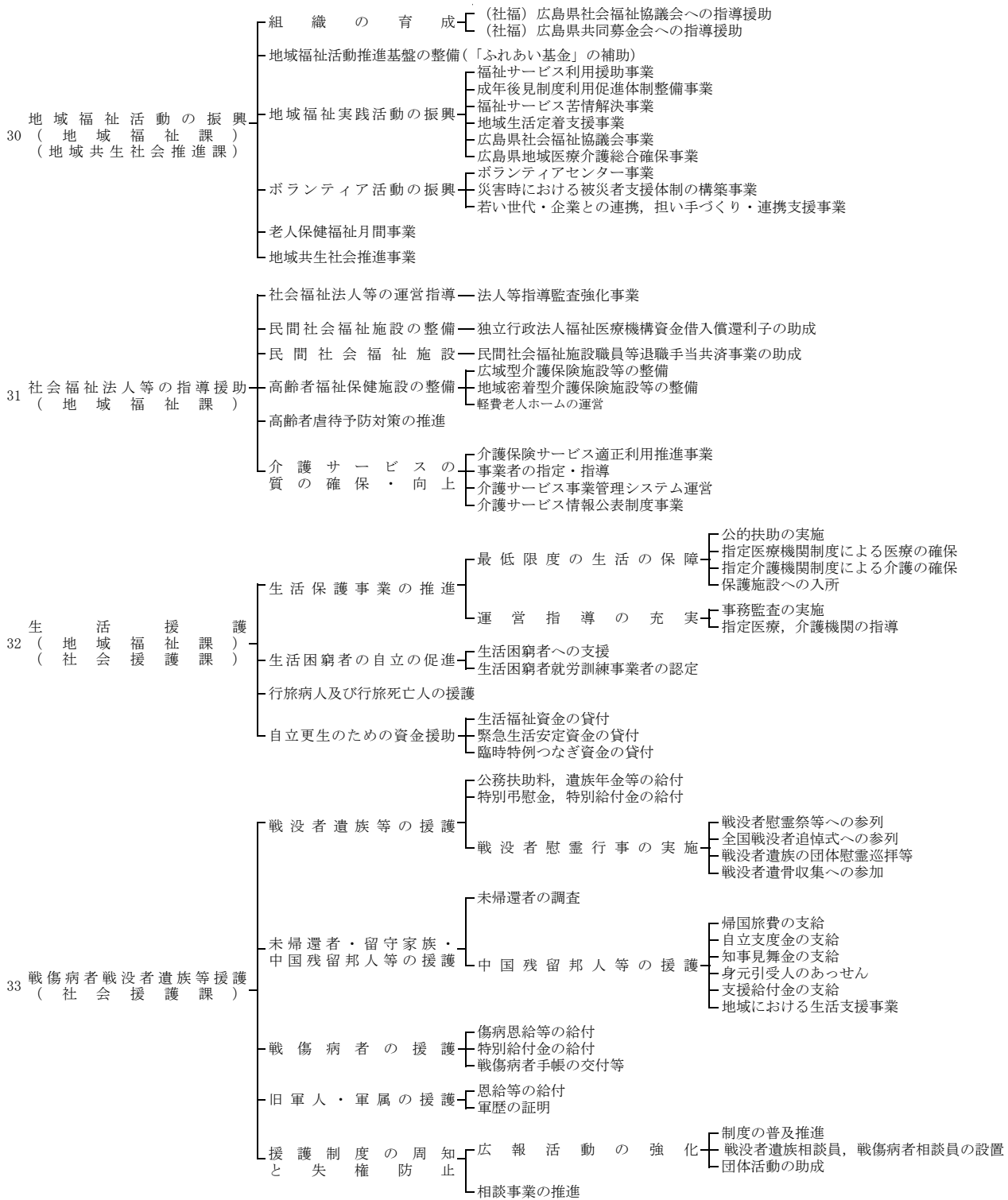
22 福祉・介護人材の確保・育成
(医療介護人材課)
(医療介護計画課)

- 人材の確保・育成を推進する基盤づくり
 - 総合支援協議会の運営
 - 地域人材確保推進体制整備事業
- 福祉・介護人材の確保・イメージ改善
 - 福祉人材育成センターの運営
 - 人材確保の支援
 - 福祉・介護職の魅力発信
 - 福祉・介護職の理解促進
 - 修学資金・再就職準備金の貸付
 - 外国人介護人材の受入支援
- 福祉・介護従事者の定着促進・資質向上
 - 福祉・介護職場改善の促進
 - 資質向上の支援
 - 介護ロボット導入支援
 - 合同入職式の開催
- 介護職員研修指定等事業
 - 介護人材養成施設等指定事業
 - 喀痰吸引等(たんの吸引・経管栄養)従事者・事業者・研修機関登録事業
 - EPA(経済連携協定)に基づく外国人介護職員研修支援事業
- 介護サービスの質の確保
 - 介護支援専門員の登録
 - ケアマネジメント機能強化事業

23 高齢者が活躍できる社会づくり
(地域包括ケア・高齢者支援課)

- 高齢者の生きがい・健康づくり応援事業
 - 全国健康福祉祭(ねんりんピック)への選手派遣等
 - 広島県シルバー作品展
 - シニア囲碁・将棋大会
- 老人クラブ活動の推進
- プラチナ世代の社会参画促進事業
 - 広島県プラチナ世代支援協議会の運営
 - 普及啓発の実施
 - 現役世代(企業等)への働きかけ
 - 広島県高齢者健康福祉大学校(プラチナ大学)の運営





34 障害者福祉（「広島県障害者プラン」の推進）
（障害者支援課）

